

# 「首都圏の新たな高速道路料金」について

---

## (目次)

### 首都圏内の新たな高速道路料金の全体概要

首都圏の新たな高速道路料金の概要	4
首都圏内の料金水準の整理・統一	5
首都圏の高速道路の車種区分の整理・統一	6
起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現	7

### 各路線の料金等(首都高速道路・NEXCO)

圏央道の料金について	9
首都高速の料金について	10
首都高速の割引について	12
首都高速の料金具体例について	15
中央道(高井戸～八王子)の料金について	16
横浜新道・第三京浜の料金について	17
横浜横須賀道路の料金について	18
京葉道路、千葉東金道路、新湘南バイパスの料金について	19
京葉道路の料金について	20
新湘南バイパスの料金について	21
外環利用により都心へ流入(流出)する交通の料金について	22

### 参考資料

(参考)外環道の料金について	24
(参考)横浜新道・第三京浜の渋滞対策等について	26
(参考)京葉湾岸地区のリダンダンシー強化について	27

# 首都圏の新たな高速道路料金の全体概要

---

(注1)本項目に記載する通行料金については、特段記載のない限り普通車の通行料金(消費税8%)を記載している。

(注2)料金例について、「現行」は現行料金である。

# 首都圏の新たな高速道路料金の概要

## 首都圏料金の賢い3原則

- ① 利用度合いに応じた公平な料金体系
- ② 管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系
- ③ 交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

## 平成28年4月からの具体方針

### 整備重視の料金

整備の経緯の違い等  
料金水準や車種区分等に相違

圏央道などの整備進展

### 利用重視の料金

料金水準や車種区分を統一

## ①料金体系の整理・統一（対象は圏央道の内側）

【料金水準】 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準に統一

【車種区分】 5車種区分に統一

<当面の措置>

- ・ 首都高速、埼玉外環などについては、物流への影響や非ETC車の負担増などを考慮して、上限料金などを設定
- ・ 第三京浜など、現在の料金水準が低い路線については、高速自動車国道の普通区間を目安に料金水準を設定

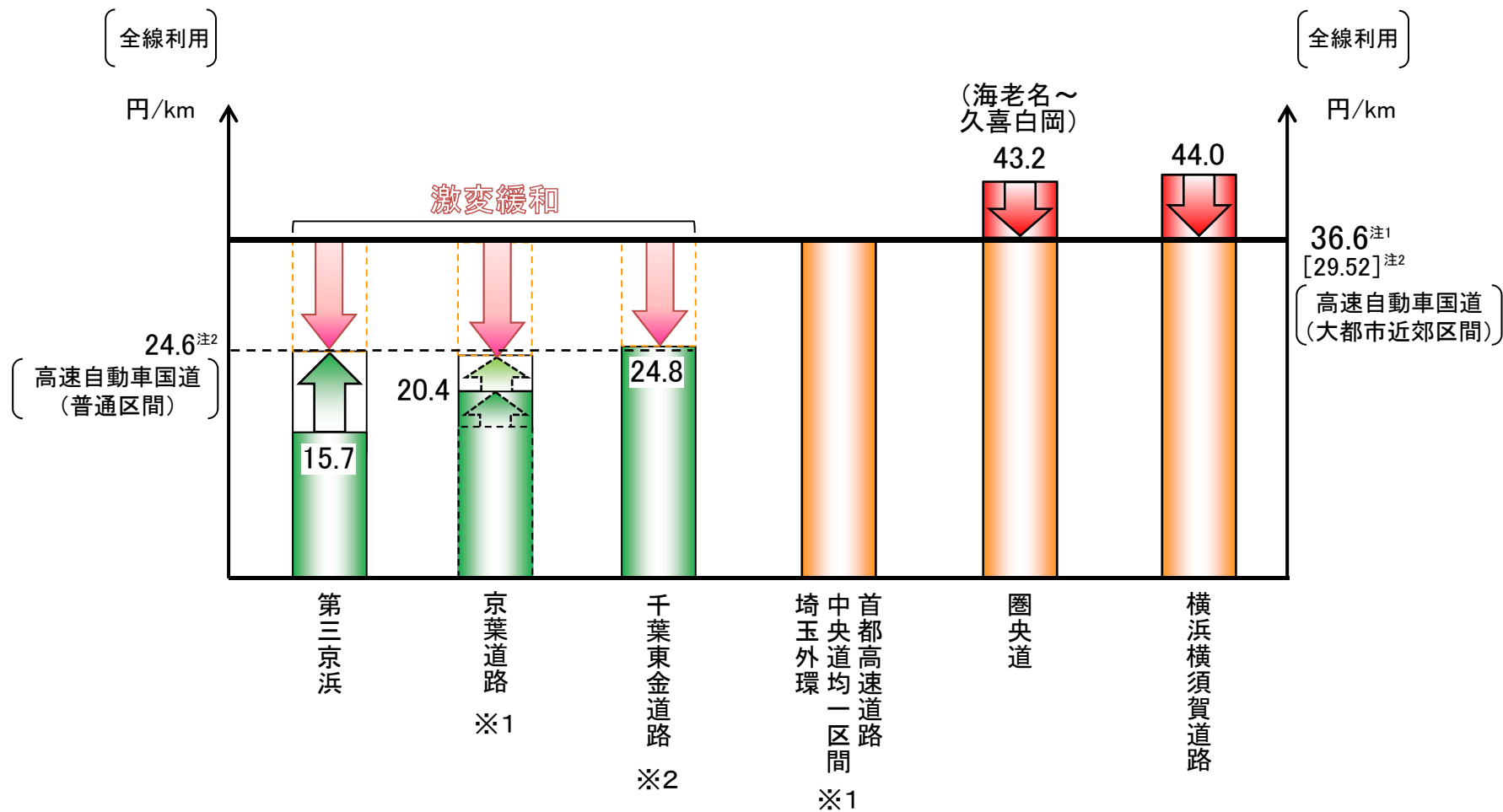
## ②起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

○ 起終点間の最短距離を基本に料金を決定

（圏央道経由の料金 > 都心経由の料金の場合）

# 首都圏内の料金水準の整理・統一

- 整備の経緯の違い等により異なっている首都圏の料金水準を、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準に統一



※1 物流への影響等を考慮し、上限料金を設定するなど激変緩和措置を実施 (ただし、京葉道路は、地域内料金は据え置き)

※2 千葉県内の高速ネットワーク(千葉外環、圏央道(松尾横芝～大栄))の概成後に整理

注1) 高速自動車国道(大都市近郊区間)は、東名高速の例

注2) 消費税及びターミナルチャージを除いた場合の料金水準

出典:H27.9.11 国土交通省「首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)」

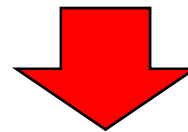
## 首都圏の高速道路の車種区分の整理・統一

- 管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系とするため、車種区分及び車種間比率(普通車1.0)を5車種区分に整理・統一

【車種間比率】

	対象路線	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
2車種	首都高速	1.0			2.0	
3車種	京葉道路 千葉東金道路 新湘南バイパス	1.0			1.5	3.5 <sup>(注1)</sup>
5車種	その他	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

(注1)新湘南バイパスについては3.8



5車種区分に整理・統一<sup>(注2)</sup>

【車種間比率】

	対象路線	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
5車種	全路線	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

(注2)首都高速については段階的に実施することとし、平成32年度までは、中型車1.07、特大車2.14とする

# 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

- 道路交通や環境等についての都心部の政策的な課題を考慮し、圏央道や外環道の利用が料金の面において不利にならないよう、経路によらず、起終点間の最短距離(当面は料金体系の整理・統一における激変緩和措置を考慮し、最安値とする)を基本に料金を決定。(圏央道経由の料金 > 都心部経由の料金 ⇒ 圏央道経由の料金を引下げ)

(※) 都心部(首都高速)経由の料金の方が高い場合には、都心部経由の料金は引下げない。

## ■ 経路別料金の例

(ETC車・料金割引は考慮していない)



### 厚木⇄久喜

経路選択	現行	新料金 (注)
圏央道 (98.9km)	3,770円	3,310円 (▲460円)
圏央道・外環道 (140.8km)	5,210円	4,760円 (▲450円)
首都高速 (99.5km)	3,180円	3,550円 (+370円)

同一発着 同一料金
3,310円
3,550円

### 八王子⇄つくば中央

経路選択	現行	新料金 (注)
圏央道 (125.9km)	4,300円	4,120円 (▲180円)
圏央道・外環道 (146.4km)	4,920円	4,730円 (▲190円)
首都高速 (103.9km)	2,940円	3,660円 (+720円)

同一発着 同一料金
3,660円

(注) 新料金については、P.12以降の料金設定に基づき計算。なお、外環道の料金については、圏央道の概成時(境古河~つくば中央の開通時)に合わせて導入される料金に基づき計算。

## 各路線の料金等(首都高速道路・NEXCO)

---

(注1)本項目に記載する通行料金については、特段記載のない限り普通車の通行料金(消費税8%)を記載している。

(注2)料金例について、「現行」は現行料金、「対距離」は高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準で統一した場合の料金である。



# 圏央道の料金について

- 割高となっている西側区間を含めて、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準に引き下げる。
- 他の道路と連続利用する場合、利用1回あたりの固定額(ターミナルチャージ)は他の道路と合わせて1回分とする。
- 圏央道の利用距離は長距離通減制(100kmを超える長距離利用の料率引き下げ)の対象外とする。
- 更にETC2.0搭載車を対象とした料金割引を追加。  
 (1) 圏央道の料金水準を約2割引(普通区間水準の24.6円/kmとする)  
 (2) 圏央道利用分を大口・多頻度割引の「割引対象一般有料道路」の範囲に加える。



※現行料金よりも高額となる区間については、当面、激変緩和措置として現行料金に据置き(松尾横芝～東金間の車種区分・車種間比率変更による料金の変更を除く)。  
 ※料金所の料金表示器やETC車載器などには、ETC2.0割引後料金が表示されません。後日、カード会社などからの請求までに割引を適用します。

# 首都高速の料金について

## ○新たな料金の概要

### 【ETC車】

- ・現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金と同じとする対距離制を導入
- ・ただし、物流への影響や非ETC車の大幅な負担増や、短距離利用の車の負担減による渋滞が起きないように、当面、上下限料金を設定

車種区分	料金額(下限額～上限額)
軽・二輪	270円～1,070円
普通車	300円～1,300円
中型車	310円～1,380円
大型車	390円～2,040円
特大車	460円～2,600円

(※)平成28年4月1日から平成33年3月31日までの料金額です。  
料金額は0.1km毎の距離に応じて10円単位となります。

### 【現金車】

#### ・原則として上限料金

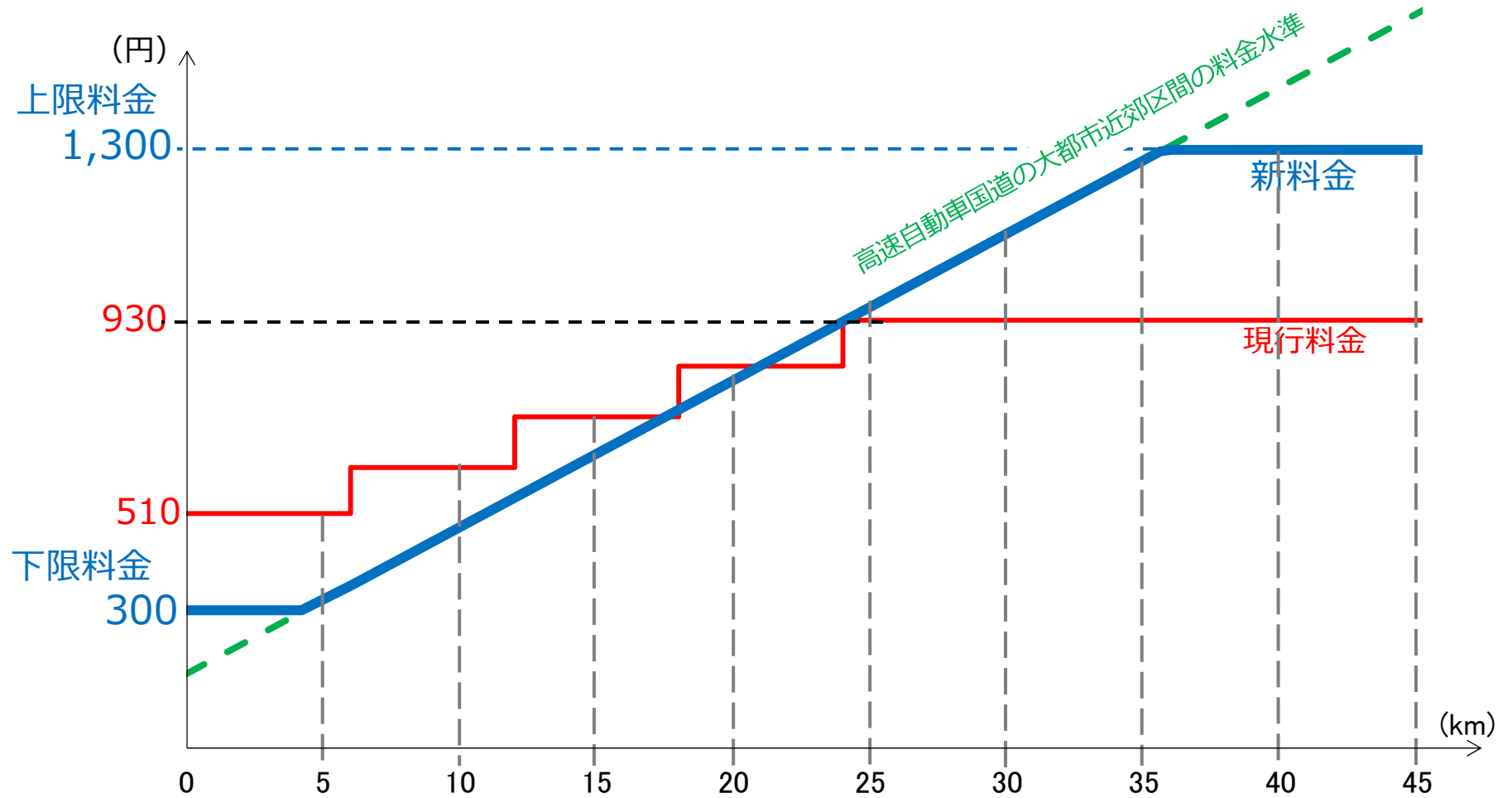
車種区分	料金額
軽・二輪	1,070円
普通車	1,300円
中型車	1,380円
大型車	2,040円
特大車	2,600円

- ・ただし、郊外方向の端末入口料金所等は距離に応じた料金(対象区間は以下のとおり)

料金所名	区間	料金距離	(例)普通車
本町(下)	1 本町 → 入谷	3.7km	300円
永福(下)	4 永福 → 高井戸(中央道接続)	3.4km	
杉田(西)	5 杉田 → 並木(横浜横須賀道路接続)	4.0km	
新都心(下)	2 新都心 → さいたま見沼	2.3km	310円
新都心西(下)	3 新都心西 → さいたま見沼	4.1km	
八潮南(下)	6 八潮南 → 常磐道・外環道接続	4.6km	
阪東橋	7 阪東橋 → 横浜横須賀道路接続	4.7km	320円
新郷(下)	8 新郷 → 東北道・外環道接続	4.9km	
足立入谷	9 足立入谷 → 東北道・外環道接続	6.3km	
池尻	3 池尻 → 用賀(東名高速接続)	6.4km	370円
浦安(東)	10 浦安 → 東関東道接続	6.4km	
初台	4 初台 → 高井戸(中央道接続)	6.7km	
錦糸町(下)	7 錦糸町 → 京葉道路接続	7.9km	410円
錦糸町(上)出口	7 京葉道路接続 → 錦糸町	7.9km	
浦和北	2 浦和北 → さいたま見沼	8.0km	
葛西(東)	10 葛西 → 東関東道接続	9.8km	470円
鹿浜橋(下)	11 鹿浜橋 → 東北道・外環道接続	10.3km	490円
外苑(下)	4 外苑 → 高井戸(中央道接続)	10.6km	500円
三溪園	5 三溪園 → 並木(横浜横須賀道路接続)	10.9km	510円
扇大橋(内)	2 扇大橋 → 東北道・外環道接続	13.6km	600円
浦和南本線 浦和南出口	10 戸田・外環道 → さいたま見沼	13.8km	
板橋本町(下)	11 板橋本町 → さいたま見沼	25.0km	

# 首都高速の料金について

(普通車の例)



# 首都高速の割引について

## 都心流入割引

### 割引概要

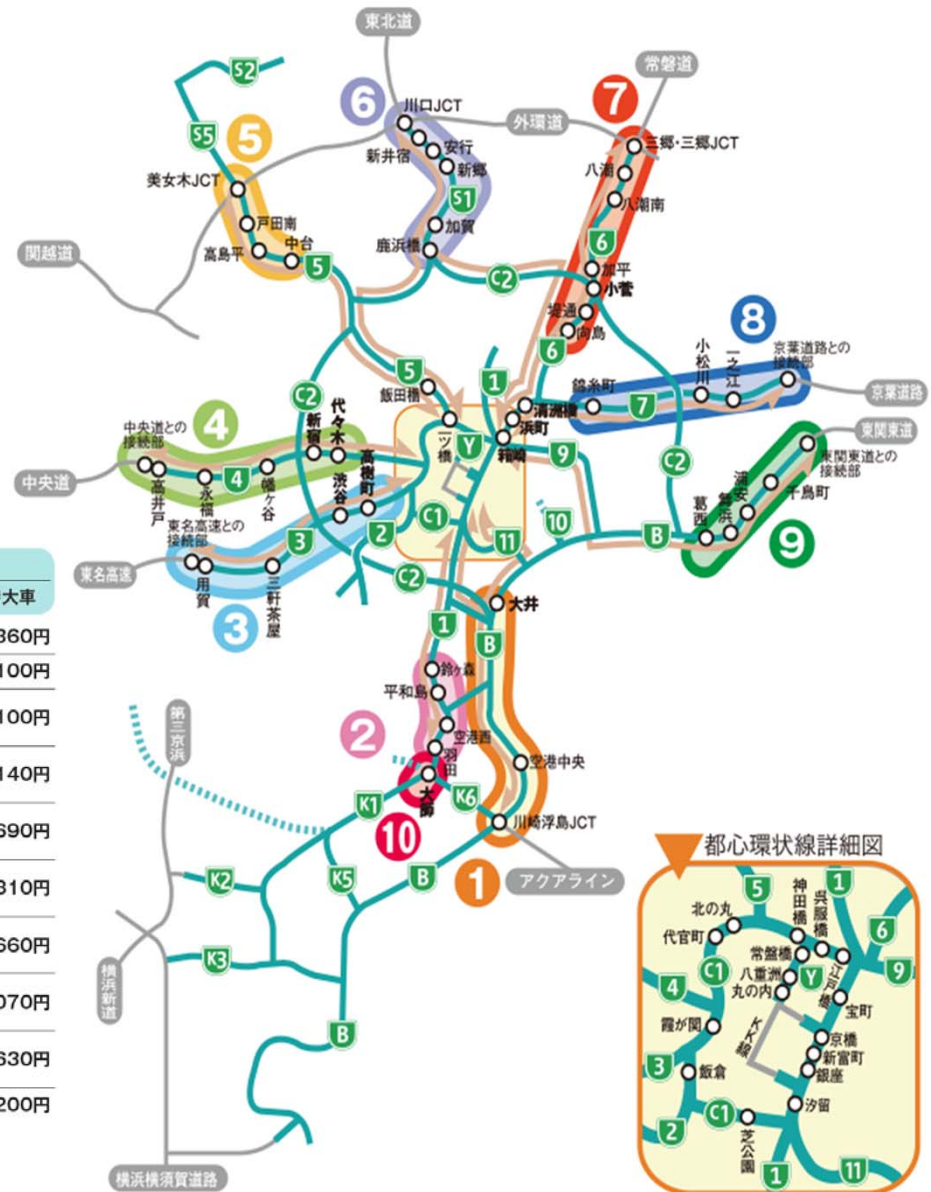
- ・外環接続部相当の放射道路の端末部と都心環状線間の利用は、端末部から一番近い 都心環状線の出入口までの料金を上限とします。
  - ・端末部と都心環状線の経路上にある出入口をご利用の場合も、上記料金を上限として適用されます。
- ※川口JCTからの流入については、平成28年3月31日までの上限料金（普通車：930円）とします（下表の⑥参照）。

### 割引適用となるお客様

- ・対象出入口を、同一のETCカードで、ETC無線通行にてご利用されるお客様（全車種）

対象出入口等	都心環状線 対象出入口等	料金 距離	割引後の金額				
			軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大型車
① 川崎浮島 JCT、空港中央、大井		17.5km	610円	720円	760円	1,080円	1,360円
② 羽田、空港西、平和島、鈴ヶ森		13.7km	510円	600円	630円	880円	1,100円
③ 東名高速との接続部、用賀、三軒茶屋、渋谷、高樹町		13.7km	510円	600円	630円	880円	1,100円
④ 中央道との接続部、高井戸、永福、幡ヶ谷、新宿、代々木		14.4km	530円	620円	650円	920円	1,140円
⑤ 美女木 JCT、戸田南、高島平、中台	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び KK 線との接続部	22.4km	730円	880円	930円	1,340円	1,690円
⑥ 川口 JCT、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋※		24.1km	780円	930円	980円	1,430円	1,810円
⑦ 三郷 JCT、八潮、八潮南、加平、小菅、堤通、向島		22.0km	720円	860円	910円	1,320円	1,660円
⑧ 京葉道路との接続部、一之江、小松川、錦糸町		13.3km	500円	590円	620円	860円	1,070円
⑨ 東関東道との接続部、千鳥町、浦安、舞浜、葛西		21.5km	710円	850円	900円	1,290円	1,630円
⑩ 大師		15.2km	550円	650円	680円	960円	1,200円

※川口線（川口JCT、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋）を出発地または到着地とした場合、一ツ橋、飯田橋、箱崎、浜町、清洲橋の各出入口のご利用についても割引を適用します。



平成28年4月1日から平成38年3月31日までの割引です。

# 首都高速の割引について

## 都心流入・湾岸線誘導割引

### 割引概要

- ・横浜都心部及び三ツ沢線・狩場線と都心環状線間の利用で、湾岸線を経由した場合は、平成28年3月31日までの上限料金（普通車：930円）とします（下表の割引後の額）。
  - ・横浜都心部と都心環状線の対象経路上にある出入口をご利用の場合も、上記料金を上限として適用されます。
- ※環境ロードプライシング割引と重複する場合は、環境ロードプライシング割引適用後額に対して、本割引を適用します。

### 割引適用となるお客様

- ・対象出入口を、同一のETCカードで、ETC無線通行にてご利用され、かつ、湾岸線「川崎浮島JCT～大黒JCT」をご利用になるお客様（全車種）

横浜都心部対象出入口等	都心環状線対象出入口等
東神奈川、横浜駅東口、みなとみらい、横浜公園、第三京浜・横浜新道との接続部、三ツ沢、横浜駅西口、横浜横須賀道路との接続部、永田、花之木、石川町、新山下、大黒ふ頭、東扇島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋、川崎浮島JCT、湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、芝浦及びKK線との接続部

割引後の額				
軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
780円	930円	980円	1,430円	1,810円



平成28年4月1日から平成38年3月31日までの割引です。

# 首都高速の割引について

## 環境・ロードプライシング割引

### 割引概要

- ・ 現行の環境ロードプライシング割引を、平成28年4月1日からの新料金に  
対応した割引として継続します。
- ①のエリア 特大車・大型車 20%割引 上限980円
- ②のエリア 特大車・大型車 15%割引
- ③のエリア 特大車・大型車 10%割引

### 割引適用となるお客様

・ 対象出入口を、同一のETC  
カードで、ETC無線通行にて  
ご利用される大型車・特大車  
で、かつ、横羽線「大師～浅田」  
間を通行せずに湾岸線「川崎浮  
島JCT～大黒JCT」または川崎線  
「川崎浮島JCT～大師出入口」  
をご利用になるお客様



(※1)横羽線「大師～浅田」(通行抑制区間)間を通行した場合、環境ロードプライシング割引の適用はありません。  
(※2)大型車の割引後の金額が中型車の料金を下回る場合は、中型車の料金を大型車の割引後の金額まで引き下げます。

## 大口・多頻度割引 (継続・拡充)

### 割引概要

- ・ 現行の車両単位割引・契約単位割引を、平成38年3月31日まで  
継続します。
- ・ 現行の車両単位割引適用に加え、中央環状線の内側を通行しない  
利用については、1ヵ月のご利用額に応じて、車両単位割引の拡充  
を行います。

### 拡充割引率

中央環状線の内側を通行しない利用のETCコーポレートカード1枚ごとの1か月の首都高のご利用額	拡充割引率
1万円超の部分	5%

平成28年4月1日から平成38年3月31日まで割引を継続・拡充します。

# 首都高速の料金具体例について

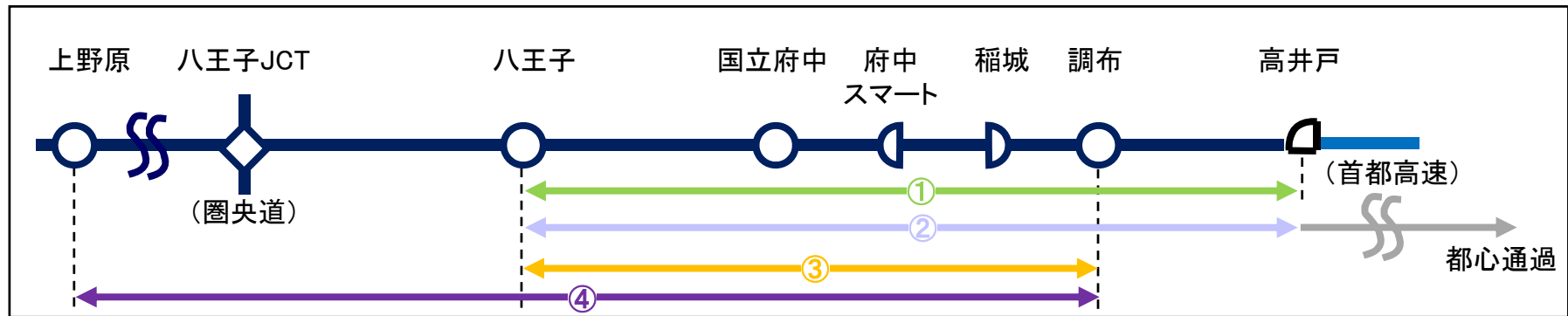
都心部	<>内は現金車料金	
1 渋谷 → 霞が関 (5.1km)	現行 510円 <930円>	新料金 320円 <1,300円>
中央道・東名方面		
2 高井戸 → 京葉道路 (29.8km)	現行 930円 <930円>	新料金 1,110円 <1,300円>
3 東名高速 → 三郷JCT (40.3km)	現行 930円 <930円>	新料金 1,300円 <1,300円>
横浜方面		
4 保土ヶ谷バイパス・横浜横須賀道路 → 阪東橋 (4.7km)	現行 410円 <930円>	新料金 310円 <1,300円>
埼玉方面		
5 与野 → 美女木JCT (7.9km)	現行 610円 <930円>	新料金 410円 <1,300円>
千葉方面		
6 京葉道路 → 新宿 (22.7km)	現行 820円 <930円>	新料金 890円 <1,300円>



※料金額はETC・普通車の場合

# 中央道（高井戸～八王子）の料金について

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準とし、均一料金制から対距離制へ移行する。ただし、都心を発着する交通については当面、激変緩和措置として現行料金(620円)を上限料金とする。
- 上記にかかわらず、高井戸～八王子の区間では、非ETC車はETC車の最大料金(980円)とする。
- 他車種の料金は、普通車の料金をもとに車種間比率に応じて設定。



## ① 八王子⇄高井戸 (25.8km)

現行	対距離	ETC	非ETC
620円	980円 (+360円)	620円	980円 (+360円)

## ③ 八王子⇄調布 (18.1km)

現行	対距離	ETC	非ETC
620円	740円 (+120円)	620円	980円 (+360円)

## ② 八王子⇄高井戸 (25.8km)都心通過(注1)

現行	対距離	ETC (都心通過)	非ETC (都心通過)
620円	980円 (+360円)	980円 (+360円)	980円 (+360円)

## ④ 上野原⇄調布 (42.6km)

現行	対距離	ETC	非ETC
1,430円	1,390円 (▲40円)	1,390円 (▲40円)	1,790円 (+360円)

(注1) 都心通過とは、中央道を利用し、首都高速道路や外環道を経由して、東北道など放射高速道路を利用することをいう。なお、中央道、首都高速道路または外環道内で一定時間内に乗り直して、放射高速道路を利用した場合も、都心通過したものとみなします。料金所の料金表示器やETC車載器などには、都心を通過される場合であっても、都心を発着する料金が一旦は表示されます。後日、カード会社などからの請求までに、都心通過が確認されれば、都心通過の料金を適用します。

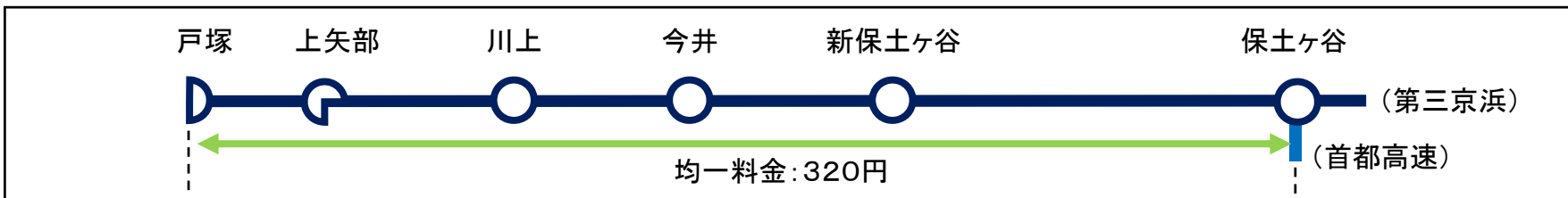
(注2) 中央道均一区間(高井戸～八王子)短区間割引は平成27年度末で終了します。



# 横浜新道・第三京浜の料金について

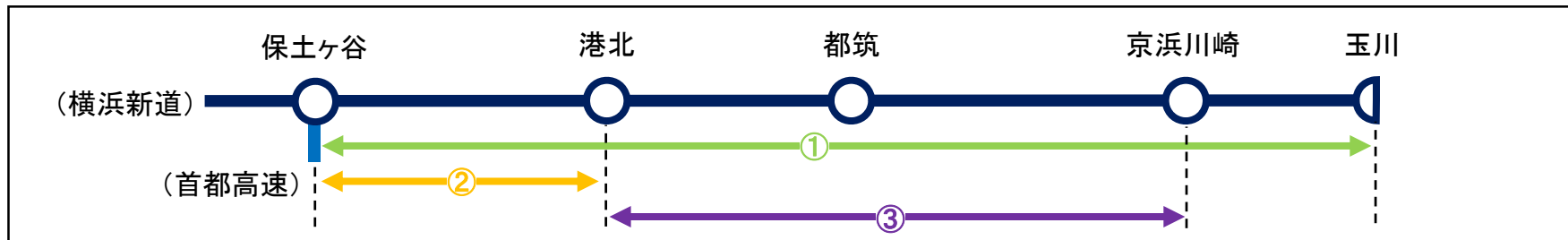
## 【横浜新道】

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本としつつ、当面、激変緩和措置として現行の高速自動車国道の普通区間を目安に料金水準を設定、均一料金制を継続し、320円とする。
- 他車種の料金は、普通車の料金をもとに車種間比率に応じて設定。



## 【第三京浜】

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本としつつ、当面、激変緩和措置として現行の高速自動車国道の普通区間を目安に、全線を利用した場合の料金を390円とする。
- 他区間や他車種の料金は、普通車の全線料金をもとに距離・車種間比率に応じて設定。



① 保土ヶ谷⇄玉川(16.4km)

現行	対距離	ETC・非ETC
260円	680円 (+420円)	390円

② 保土ヶ谷⇄港北(5.6km)

現行	対距離	ETC・非ETC
100円	340円 (+240円)	130円

③ 港北⇄京浜川崎(8.6km)

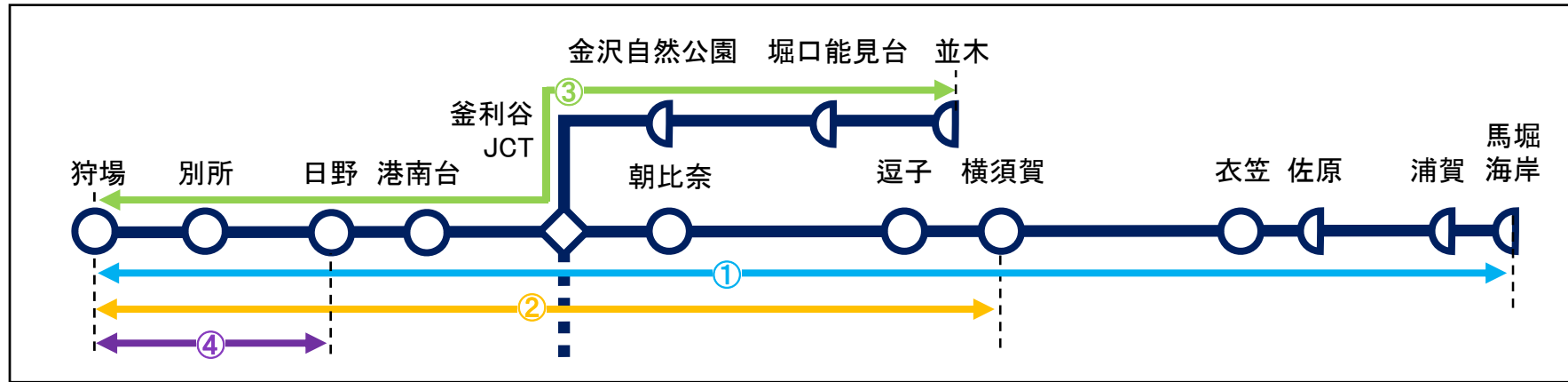
現行	対距離	ETC・非ETC
160円	440円 (+280円)	200円

(注1) 横浜新道・第三京浜については、周辺道路の混雑緩和も含めた渋滞対策を関係機関と連携しながら実施します。

(注2) 横浜新道の原動機付自転車については、現行通りの車種間比率とします。

# 横浜横須賀道路の料金について

- 狩場～朝比奈間を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間、朝比奈～馬堀海岸間を普通区間の料金水準としつつ、現行の深夜割引・休日割引の財源を活用して、朝比奈～馬堀海岸間の料金水準を引下げ、全線を利用した場合の料金を950円とする。
- 他区間や他車種の料金は、狩場～朝比奈・朝比奈～馬堀海岸間の料金水準、車種間比率に応じて設定。



① 狩場⇄馬堀海岸 (32.8km)

現行	対距離	ETC・非ETC
1,440円	1,100円 (▲340円)	950円

② 狩場⇄横須賀 (21.3km)

現行	対距離	ETC・非ETC
930円	800円 (▲130円)	740円

③ 狩場⇄並木 (16.2km)

現行	対距離	ETC・非ETC
820円	680円 (▲140円)	680円

④ 狩場⇄日野 (7.7km)

現行	対距離	ETC・非ETC
360円	410円 (+50円)	360円

(注1) 現行の深夜割引・休日割引について、新料金導入後は適用対象外とします。  
 (注2) 現行料金よりも高額となる区間については、当面、激変緩和措置として現行料金に据置き。

# 京葉道路、千葉東金道路、新湘南バイパスの料金について

○現在3車種区分である京葉道路と千葉東金道路、新湘南バイパスの車種区分及び車種間比率(普通車1.0)を5車種区分に整理・統一

## 【車種間比率】

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	1.0			1.5	3.5 (注1)
見直し後	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

(注1) 新湘南バイパスについては3.8

## 【料金例】

### ○京葉道路 穴川～貝塚

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	130			190	440
見直し後	100	130	150	210	340

### ○千葉東金道路 千葉東～東金

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	410			620	1,440
見直し後	320	410	490	670	1,110

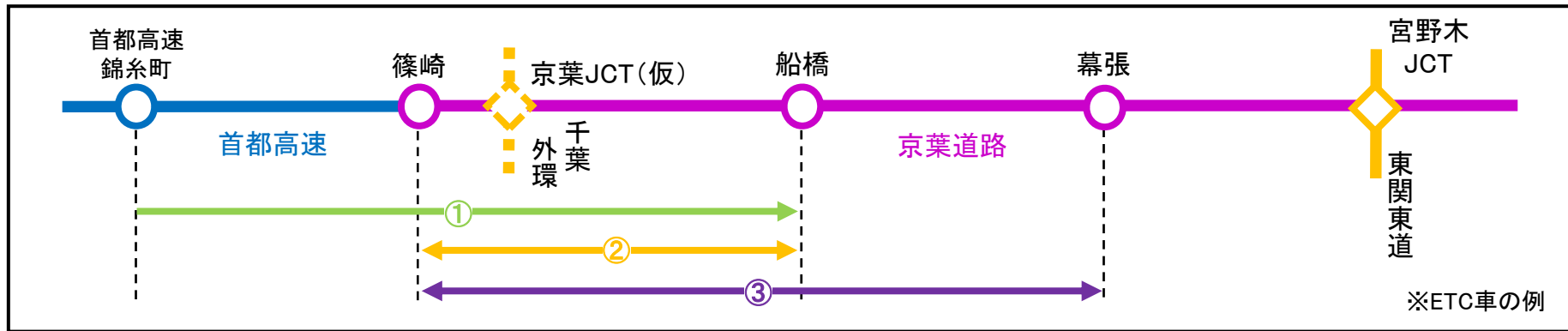
### ○新湘南バイパス<sup>(注2)</sup> 藤沢～茅ヶ崎中央

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	310			470	1,180
見直し後	290	310	350	440	620

(注2) 新湘南バイパスについてはターミナルチャージを除いた普通車の料金に車種間比率を乗じています。

# 京葉道路の料金について

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とする。ただし、当面、激変緩和措置として現行の高速自動車国道の普通区間を目安に料金水準を設定することとし、篠崎～船橋の料金を引き上げる。
- 地域内利用の場合は、ETC車を対象に、当面、現行料金に据置く。
- 各区間における他車種の料金は、普通車の料金をもとに、車種間比率に応じて設定。



① 錦糸町→船橋 (首都高速との連続利用)		② 篠崎⇄船橋 (地域内利用)		③ 篠崎⇄幕張 (地域内利用)	
現行 (ETC)	現行 (非ETC)	現行 (ETC)	現行 (非ETC)	現行 (ETC)	現行 (非ETC)
640円	740円	130円	130円	250円	250円
見直し後 (ETC)	見直し後 (非ETC)	見直し後 (ETC)	見直し後 (非ETC)	見直し後 (ETC)	見直し後 (非ETC)
640円	640円	130円	230円	250円	350円

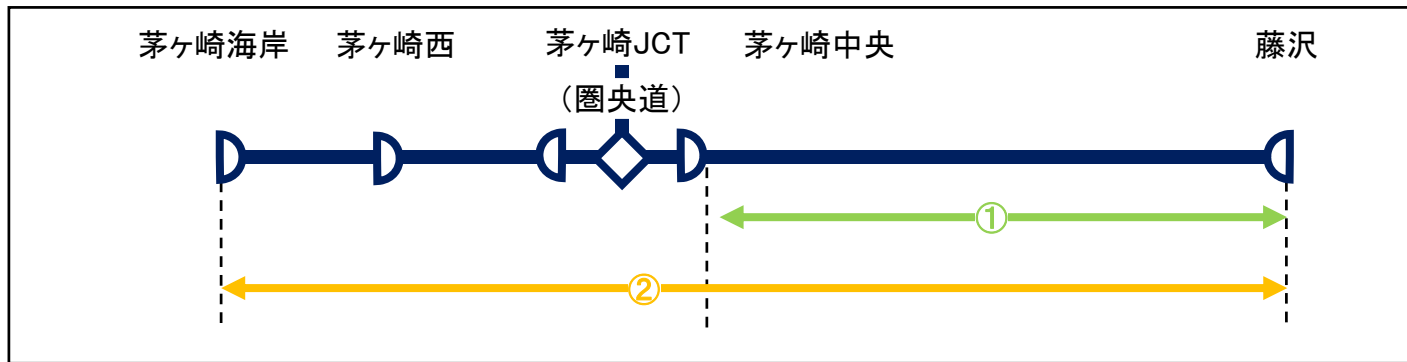
車種別料金例 (篠崎～船橋) 単位:円

	現行 (全車)	見直し後	
		ETC(右記除く) ・非ETC	ETC (地域内利用)
軽	130	180	100
普	130	230	130
中	130	270	150
大	190	370	210
特大	440	620	340

- (注1) 地域内利用とは、京葉道路内のインターチェンジ間の利用、または東関東道・千葉東金道路・館山道との利用をいいます。京葉道路と首都高速を連続して利用する場合は、地域内利用には該当しません。
- (注2) 首都高速の京葉道路接続点と、京葉道路の原木料金所、船橋料金所または船橋本線料金所を1時間内に通過している場合に、首都高速と京葉道路を連続して利用しているものとみなします。
- (注3) 料金所の料金表示器やETC車載器などには、地域内利用の料金が表示されません。後日、カード会社などからの請求までに地域内利用の料金を適用します。
- (注4) 千葉湾岸地区と東京都心部とのリダンダンシー強化を図るため、京葉JCTのランプを整備します。

# 新湘南バイパスの料金について

- 藤沢～茅ヶ崎JCT間を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間、茅ヶ崎JCT～茅ヶ崎海岸間を普通区間の料金水準とし、区間料金制から対距離制へ移行する。
- 新湘南バイパス内のインターチェンジ間の利用など現行料金よりも高額となる区間(普通車)について、当面、激変緩和措置として現行料金に据置く(全線利用の場合は410円)。
- 他車種の料金は、普通車の料金をもとに車種間比率に応じて設定。
- 他の道路と連続利用する場合、利用1回あたりの固定額(ターミナルチャージ)は他の道路と合わせて1回分とする。
- 新湘南バイパスの利用距離は長距離逓減制(100kmを超える長距離利用の料率引き下げ)の対象外とする。
- 非ETC車は区間料金制を継続し、各区間の料金(全線利用の場合410円)を適用する。
- ETC2.0搭載車を対象とした料金割引を追加。
  - (1)大都市近郊区間の料金水準を約2割引(普通区間水準の24.6円/kmとする)
  - (2)大口・多頻度割引の「割引対象一般有料道路」の範囲に加える



① 藤沢⇄茅ヶ崎中央(5.2km)

現行	対距離	ETC・非ETC	ETC2.0
310円	330円 (+20円)	310円	300円

② 藤沢⇄茅ヶ崎海岸(8.7km)

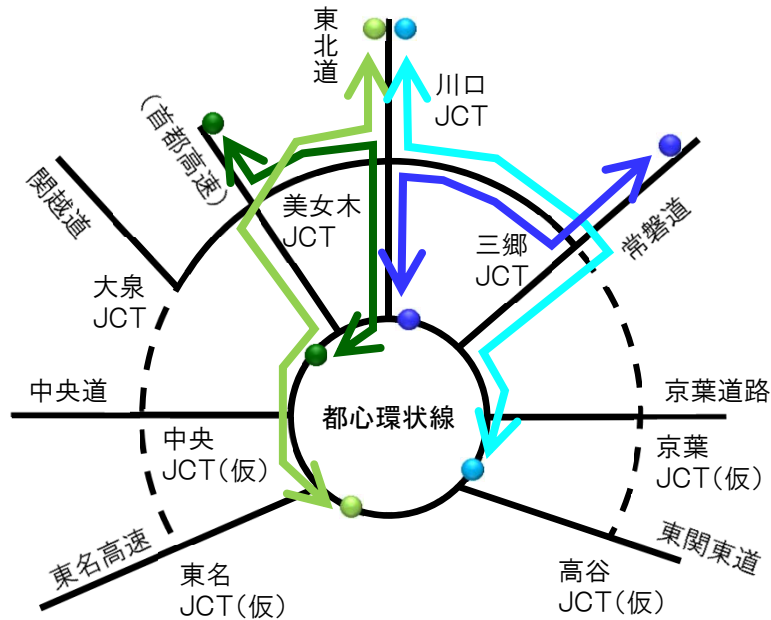
現行	対距離	ETC・非ETC	ETC2.0
410円	420円 (+10円)	410円	390円

(注1)新湘南バイパス内の利用については、当面、時間帯割引は現行通りとする(深夜割引・休日割引を適用、平日朝夕割引は適用対象外)。  
 (注2)料金所の料金表示器やETC車載器などには、ETC2.0割引後料金が表示されません。後日、カード会社などからの請求までに割引を適用します。

# 外環利用により都心へ流入(流出)する交通の料金について

- ETC車を対象に、首都高速の放射道路において流入・流出交通の分散を図るため、外環道を利用して迂回した場合であっても、利用者の負担が増えないよう割引を導入。
- 具体的には、都心部を発着し放射高速道路を利用する車を対象として、外環道を1JCT間のみ移動する場合は、外環道の料金を全額割り引くこととする。(但し、大泉JCT～美女木JCT間は除く)

## ○ 外環道の料金が全額割引となる走行例



○対象となる首都高速の都心環状線内出入口

【首都高速】

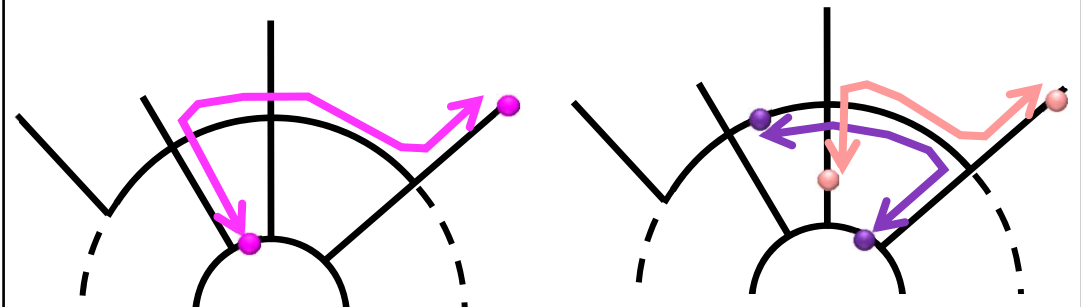
宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋

【東京高速】

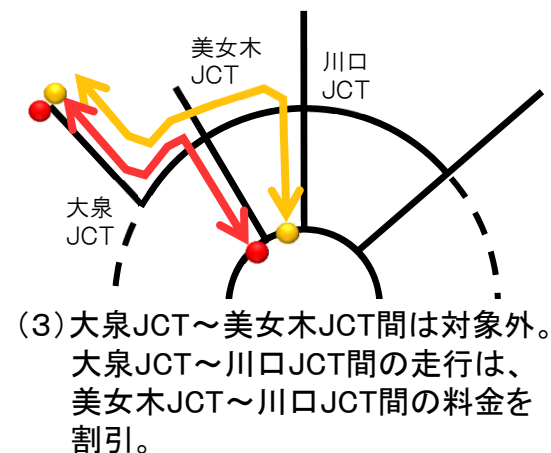
新橋、土橋、西銀座、新京橋、東銀座

(注)料金所の料金表示器やETC車載器などには、外環道の割引後料金が表示されません。後日、カード会社などからの請求までに割引を適用します。

## ○ 外環道の料金が全額割引とならない走行例



- (1) 1JCT間を超えて走行する場合は対象外。  
 (2) 放射高速道路と都心環状線内を発着していない場合は対象外。  
 (都心環状線通過の場合も対象外)



- (3) 大泉JCT～美女木JCT間は対象外。  
 大泉JCT～川口JCT間の走行は、  
 美女木JCT～川口JCT間の料金を割引。

## 参考資料

---

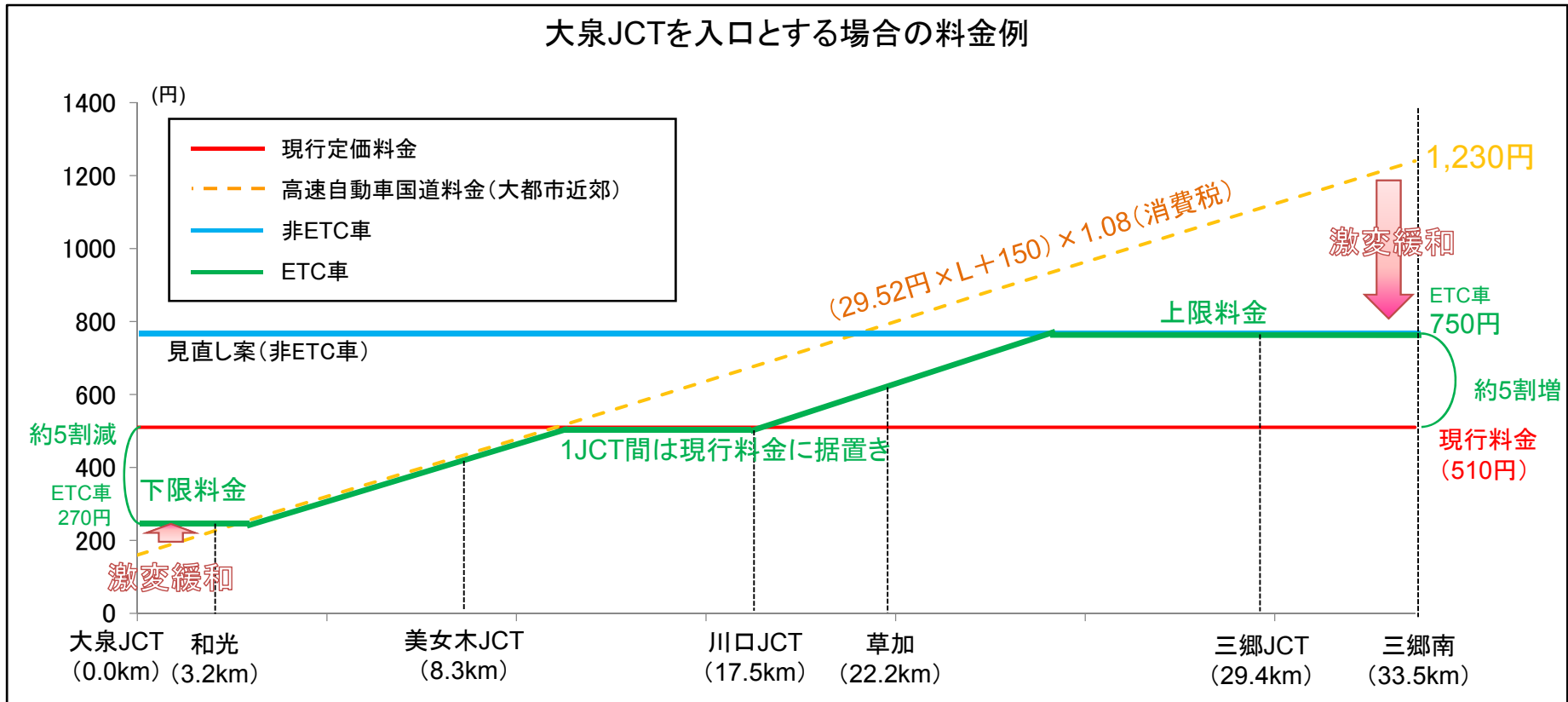
(注1)本項目に記載する通行料金については、特段記載のない限り普通車の通行料金(消費税8%)を記載している。

(注2)料金例について、「現行」は現行料金、「対距離」は高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準で統一した場合の料金である。

## (参考)外環道の料金について(※)

- ETC車については、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とし、対距離制に移行する。ただし、激変緩和措置として当面の間は上限料金(750円)及び下限料金(270円)を設定する。
- 外環道と放射高速道路との1JCT間(関越(大泉JCT)～東北道(川口JCT)等)の利用について、ETC車を対象に、激変緩和措置として現行料金(510円)に据置く。
- 非ETC車については、均一料金制を継続し、ETC車の最大料金を適用する。ただし、和光・和光北→大泉JCT等の、端末方向への短距離利用については、当面、現行料金(510円)に据置く。
- 外環道の料金は、他の道路とは別に計算する(利用1回あたりの固定額(ターミナルチャージ)を別途課金)。

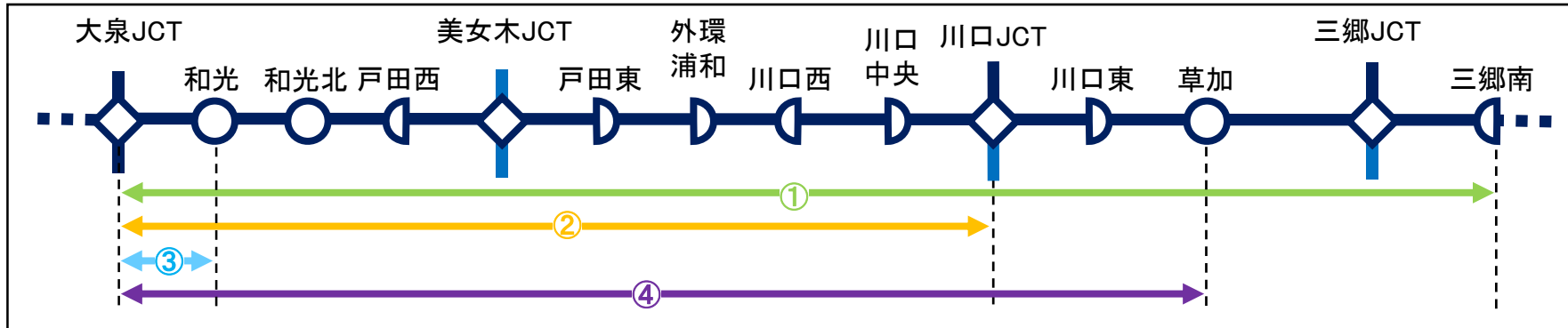
大泉JCTを入口とする場合の料金例



※埼玉外環については、圏央道の概成時(境古河～つくば中央の開通時)に合わせて導入予定。また、千葉外環(三郷南～高谷JCT(仮称))、東京外環(東名JCT(仮称)～大泉JCT)の開通に伴う延伸距離に応じて、上限料金を1,020円、1,300円へと引き上げます。 24



## (参考)外環道の料金について(※)



### ① 大泉JCT⇄三郷南 (33.5km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金を適用

現行	対距離	ETC	非ETC
510円	1,230円 (+720円)	750円	750円

### ② 大泉JCT⇄川口JCT (17.5km)

ETC車は現行料金に据置き、非ETC車は上限料金を適用

現行	対距離	ETC	非ETC
510円	720円 (+210円)	510円	750円

### ③ 大泉JCT⇄和光 (3.2km)

ETC車は下限料金を適用、非ETC車の大泉JCT→和光は上限料金を適用、和光→大泉JCTは現行料金に据置き

現行	対距離	ETC	非ETC
510円	260円 (▲250円)	270円	大泉JCT→和光 750円 和光→大泉JCT 510円

### ④ 大泉JCT⇄草加 (22.2km)

ETC車は現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準  
非ETC車は上限料金を適用

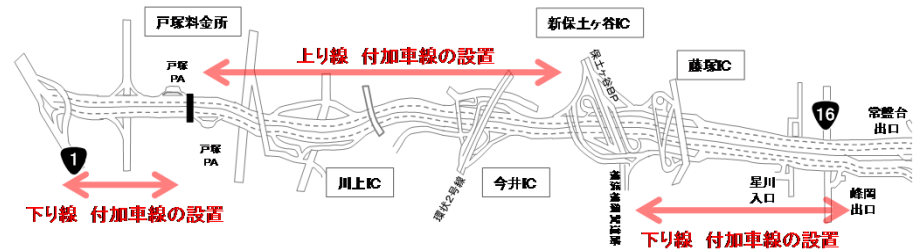
現行	対距離	ETC	非ETC
510円	870円 (+360円)	660円	750円

※埼玉外環については、圏央道の概成時(境古河～つくば中央の開通時)に合わせて導入予定。千葉外環(三郷南～高谷JCT(仮称))、東京外環(東名JCT(仮称)～大泉JCT)の開通に伴う延伸距離に応じて、上限料金を1,020円、1,300円へと引き上げます。

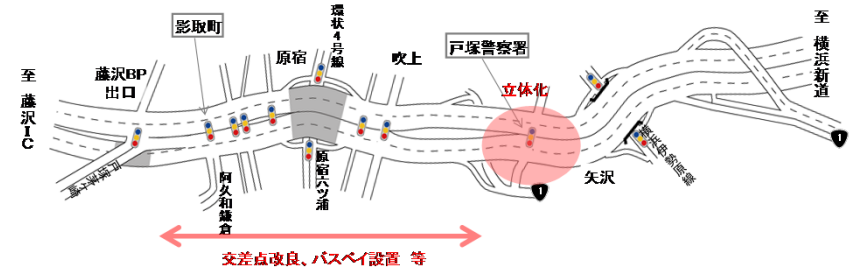
# (参考)横浜新道・第三京浜の渋滞対策等について



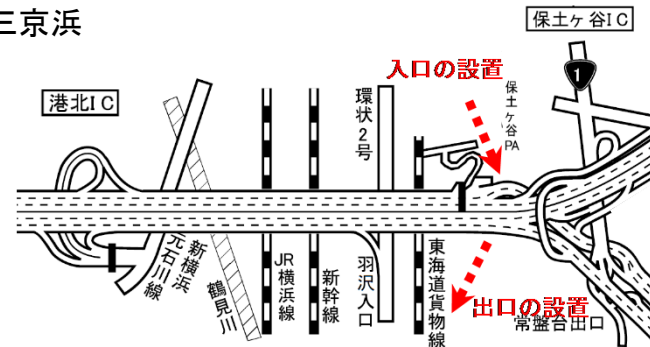
## ○横浜新道



## ○国道1号



## ○第三京浜



- ※1 対策の実施にあたっては、関係機関協議等が必要。
- ※2 横浜新道下り線藤塚IC付近の対策については、横浜環状整備(北線H28年度、北西線H33年度)後の交通状況を踏まえ検討。
- ※3 第三京浜の対策の実施にあたっては、周辺開発計画も踏まえ、関係機関協議等が必要。
- ※4 第三京浜の対策については、周辺用地状況等も踏まえ、ETC専用も含め検討。

# (参考)千葉湾岸地区のリダンダンシー強化について

○ 千葉湾岸地区から東京都心部への分散導入や事故、災害時のリダンダンシー強化のため、京葉JCTにおいて、京葉道路千葉方面と外環高谷方面の行き来を確保。

